

令和4年度 福祉・介護の職場体験事業実施要項

1. 目的

福祉・介護の仕事に興味のある方に、福祉・介護現場の見学や業務、サービスの内容を体験する機会を提供し、実際の職場を直接知ることができる環境をつくり、人材の参入及び就業を促進することを目的とする。

2. 実施主体

社会福祉法人太地町社会福祉協議会

3. 対象者

福祉・介護の仕事に興味のある学生や就職を希望する者等。

4. 受入事業所等

本会運営の訪問介護事業所（ホームヘルパー）、通所介護事業所（デイサービス）、居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）及び社会福祉協議会の4カ所で行います。
※居宅介護支援事業所については見学のみとなります。

5. 受入人数

体験希望者の受入人数は、原則1事業所1体験期間中3名までとする。

6. 体験日程

- ①1日から10日の範囲で、体験希望者の希望に基づき、受入事業所と調整した期間とする。
- ②連続する日程でない場合は、体験開始日から最終日までを30日以内の範囲で設定する。
- ③1日の体験時間は、原則9時～16時までとする。昼休憩は60分です。

7. 体験内容

- ①法人・事業所の概要説明
- ②業務の内容及び業務に必要な福祉用具等の説明
- ③職場の見学及び体験（職員の補助業務程度）
- ④体験の振り返り及び職員との懇談
- ⑤就職相談（必要に応じて）
- ⑥その他、必要な事項

8. 参加に係る保険

本会指定の傷害保険（ボランティア行事用保険）に加入する。費用は本会負担。ただし、学校管理下の職場体験（学校が教育活動の一環とするキャリア教育）については、補償の対象とはなりません。

9. 参加費用等

- ①職場体験の参加費用は、無料とする。ただし、受入事業所への往復交通費や食費等は、体験希望者の自己負担とする。
- ②体験希望者の給料は、無給とする。

10. 申込受付期間及び体験期間

- ①参加申込の受付期間は令和4年7月1日（金）から令和5年3月10日（金）までとする。
- ②体験期間は令和4年7月15日（金）から令和5年3月24日（金）までとする。

11. 申込および参加の決定

- ①職場体験を希望する者（以下「体験希望者」という。）は、体験希望日の2週間前までに、所定の申込用紙（別紙1）に必要事項記入し、本会あて提出する。また、体験希望者が未成年の場合は保護者の同意書を併せて提出する。
- ②体験希望者と受入事業所との日程調整を行った後、体験希望者に日程等必要事項を通知する。希望日が申込多数の場合、ご連絡させていただき調整いたします。
- ③体験の日時が決定した後、事業所の都合でやむを得ない事情により体験の日時を変更又は中止する場合、すみやかに連絡いたします。

12. 個人情報の取扱い

- ①本会及び受入事業所等が本事業により取得した個人情報については、本事業の実施、遂行のためのみに使用するものとする。
- ②体験希望者は、受入事業所等で知り得た利用者等の個人情報について、体験中また体験終了後も一切漏らさない旨について、誓約書を徴収する。

13. その他

- ①感染予防対策にご協力ください。体験当日は自宅で体温及び体調を確認しマスク着用の上ご参加ください。発熱（37.5℃以上）や風邪症状がある場合は、参加できませんのでご理解のほどよろしく願いいたします。
- ②新型コロナウイルスの感染状況により、職場体験を中止する場合があります。
- ③県外や感染が拡大している地域からの参加の場合、事前にPCR検査を受けていただく場合があります。